

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	協定の内容	一
三	協定の実施のための国内措置	一

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、日本国と大韓民国との間及び両国民間の友好関係の発展に資するための特別の措置として、朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島に由来する図書を大韓民国政府に対して引き渡すための協定を締結するため大韓民国政府との間で交渉を行った結果、平成二十二年（二千十年）十一月十四日に横浜において、日本側前原外務大臣と韓国側金星煥外交通商部長官との間でこの協定の署名が行われた。

2 締結の意義

この協定に基づき、附属書に掲げる図書千二百五冊が大韓民国政府に引き渡されることとなる。この協定の締結によりこれらの図書が大韓民国政府に対して引き渡されることは、両国間の文化交流及び文化協力の一層の発展並びに両国間及び両国民間の友好関係の発展に資することが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文三箇条、末文及び附属書から成り、その内容は、次のとおりである。

1 日本国政府は、朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書を、この協定の効力発生後六箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡すことを規定する。（第一条）

2 両国政府は、第一条に規定する措置により両国間の文化交流及び文化協力が一層発展するよう努めることを規定する。（第二条）

3 この協定は、各政府がそれぞれ必要な国内手続が完了したことを相手国政府に対して通告し、遅い方の通告が受領された日に効力を生ずることを規定する。（第三条）

4 第一条に規定する引渡しの対象となる図書を掲げる。（附属書）

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。